

# 食料の国内生産及び安全性の確保等のための 農政等の改革に関する基本法案骨子

## 第一章 総則

目的、基本理念、国及び地方公共団体の責務等について定めるものとする。

## 第二章 国内の農業生産の確保等のための農政の改革に関する方針

### 第一 食料自給率の目標

国は、食料自給率について、十年後に50%、将来においては60%を目標とするものとする。

### 第二 主要農産物

主要農産物は、次に掲げるものとする。

- 一 米、小麦、大豆及び菜種
- 二 我が国の食料自給率の向上に資すると認められるものとして国が定めるもの
- 三 地域の農業の振興を図るため必要があると認められるものとして、地方公共団体の意見を踏まえて、国が定めるもの

### 第三 生産数量の目標

- 1 国、都道府県及び市町村は、主要農産物について、その種類ごとに生産目標を設定すること。
- 2 国、都道府県及び市町村は、生産目標を定めるに当たっては、農業者その他の関係者の意見を聴くものとするとともに、それぞれ生産目標を定めたときは、その達成に努めるものとする。

### 第四 販売を行う農業者に対する直接支払の導入

- 1 国及び地方公共団体は、我が国の食料自給率の向上に資するとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにするため、販売に供する目的で主要農産物を計画的に生産する農業者に対し、外国との生産条件の格差の是正を図ることを目的として、直接支払を行うものとする。
- 2 直接支払は、主要農産物の種類ごとに標準的な販売価格と標準的な生産費との差額を基本としてその需要及び供給の動向を考慮して面積当たりの単価を定め、その単価を基にして1の農業者に係る当該主要農産物の生産面積に応じて算定をした当該種類ごとの額を合算して得た額の交付金を、当該農業者に対して交付することにより、行うものとする。この場合において、当

該交付金の額の算定に当たっては、生産面積の規模に応じた加算、品質に応じた加算及び当該生産が環境保全に資する度合に応じた加算を行うものとする。

3 1の直接支払の総額は、一年度当たりおおむね一兆円を目途とするものとする。

#### 第五 米の生産調整の廃止

米の生産調整は、第四の1の直接支払の実施の時に廃止するものとする。

#### 第六 農業集落に対する支援

国及び地方公共団体は、農業生産の維持・増進に資するとともに、農業および農村の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにするため、集落が行う農地、農業用の水路等の保全管理等の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

#### 第七 農業への参入要件の緩和等

- 1 国は、農用地区域以外の区域であって農業の振興を図る必要があると認められる区域において、耕作の継続を条件として、農業生産法人以外の法人に農用地の貸付けをすることができるようにするために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、農業生産法人の要件について、その緩和のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国は、農用地区域以外の区域であって農業の振興を図る必要があると認められる区域における農地等に係る権利の取得のための許可については、その最低限度の面積の要件の適用を除外するために必要な施策を講ずるものとする。
- 4 国は、遊休農地について、農業上の利用を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

#### 第八 食料の備蓄の推進

- 1 国は、主要農産物であって主食としての役割を果たしているものについて、必要な数量の備蓄を行うものとする。
- 2 1の備蓄は、一定の期間保有を続ける方式によるものとし、当該備蓄に係る主要農産物はその期間を経過したときは、飼料、バイオマスその他の用途に利用するものとする。

### **第三章 国内の漁業生産の確保のための水産行政の改革に関する方針**

#### 第九 水産資源に関する調査及び研究

国は、地方公共団体と連携し、水産資源の種類を定めて、我が国の周辺の海域における水産資源に関する調査及び研究その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 第十 漁獲限度量の割当て及び漁業権等の見直し

- 1 国は、水産物の種類を定めて、当該水産物の漁獲を行う漁業者について登録の制度を設け、その登録を受けた漁業者及び遊漁船業者に漁獲量の限度の割当てを行うことができるようにする

ために必要な施策を講ずるものとする。この場合において、国は、当該施策の実施に伴い収入の減少が生ずる漁業者等について、当該収入の減少に係る直接支払を行うものとする。

- 2 国は、1の施策を実施する等のため、水産資源の適切な保存及び管理の観点から、漁業権等に関する制度について必要な見直しを行うものとする。

#### 第十一 漁場環境の保全

国は、水産資源の回復に資するため、藻場若しくは干潟の造成その他の漁場環境の保全又は水域の環境と密接な関係を有する地域の森林の保全のために必要な施策を講ずるものとする。

#### 第十二 水産資源の保存及び管理のための輸入の制限等

国は、水産資源の適切な保存及び管理のため必要があるときは、漁業者その他の関係者の意見を踏まえ、水産物の種類を定めて、その輸入の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 第十三 漁業集落に対する支援

国及び地方公共団体は、漁業生産の維持・増進を図るとともに、水産業及び漁村の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにするため、集落が行う漁場の生産力の増進に関する取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

### **第四章 食料の安全性及び消費者の安心の確保のための農政等の改革に関する方針**

#### 第十四 加工食品等の原材料原産地の表示

国は、加工食品（外食を含む。）の原材料の原産地（輸入された原材料にあっては、原産国）について、表示することが困難でない限り、その表示を行わせるために必要な施策を講ずるものとする。

#### 第十五 輸入検疫体制の強化等

- 1 国は、外国から輸入される食料について、国内で生産される食料と同等の安全性を確保するために必要な施策を講ずるものとする。また、外国から輸入される動植物について、家畜の伝染病のまん延又は有害な動植物の付着の防止のために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、食料の安全性の確保に資するため、我が国への輸出国と協定を締結し、職員を駐在させて、その国の農林水産物に関して必要な査察を行わせる等の必要な施策を講ずるものとする。